

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名 : 株式会社鈴木塗装工務店
業者の住所 : 東京都足立区柳原 2-30-14
2. 競争参加停止措置期間 : 2022 年 10 月 17 日～ 2022 年 11 月 27 日
(6週間)
3. 事 実 概 要 :

株式会社鈴木塗装工務店は、他の建設業者から請け負った大阪府内の民間塗装工事において、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第1条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結していた。

このことが建設業法第28条第1項第6号に該当すると認められ、2022年8月30日付けで建設業許可部局（関東地方整備局）より、7日間の営業停止処分を受けた。

4. 競争参加停止措置理由 :

株式会社鈴木塗装工務店が建設業許可部局から建設業法に基づく監督処分（営業停止処分）を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第12号（建設業法違反行為）に該当するため。

〈競争参加停止要領別表第2〉

措 置 要 件	期 間
1～11 略	
12 近畿地区の地域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
13～15 略	